

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福岡県中小企業振興センター（以下「本財団」という。）定款第16条及び第33条の規定に基づく常勤役員の報酬並びに役員及び評議員の費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）であって、その名称のいかんを問わない。費用とは、明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。ただし、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本財団は、役員等は無報酬とする。ただし、理事長及び常勤役員の職務の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事長の報酬は、理事長として職務を行う都度、日額13,500円とする。
- 3 常勤役員の報酬の上限は次のとおりとし、理事長が理事会の承認を得て決定する。
報酬額（年額）の上限額 7,300,000円

(費用弁償)

第4条 役員等が評議員会、理事会その他の会議に出席したとき並びに業務のために出張したときは、費用弁償として旅費を支給することができる。

- 2 前項の旅費の額は、福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例別表第3に規定するその他の特別職及び教育長の職にある者の例による。
- 3 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は本財団の職員給与規程に準ずることとする。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補足)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人福岡県中小企業振興センターの設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月27日から施行する。